

群馬県住宅用太陽光発電設備等

導入資金融資

Q & A

令和6年4月

群馬県 知事戦略部

グリーンイノベーション推進課

1 融資の対象者について

質問 1－1 住宅の所有者ではありませんが、融資を利用できますか？

回答 1－1 対象設備等を導入する住宅に居住していて、住宅の所有者の同意を受けていれば、融資を利用できます。

質問 1－2 別居している親が住む住宅に対象設備等を導入します。融資を利用できますか？

回答 1－2 対象設備等を導入する住宅に自ら居住していないため、融資を利用することはできません。

質問 1－3 単身赴任者で、赴任先に住民票を移しています。妻子が住む住宅に対象設備等を導入しますが、融資を利用できますか？

回答 1－3 赴任先に住民票を移している単身赴任者の場合は、生計を同一にしていることが健康保険証（写）などで確認できれば、融資を利用できます。

質問 1－4 融資申請者と車両の所有者が異なってもよいですか？

回答 1－4 融資申請者と車両の所有者は必ず一致させてください。

なお、割賦により購入する場合、自動車の所有権が自動車販売会社等に留保されることがあります、本制度融資においては車両を一時に購入するので、所有権が留保されることはありません。

2 融資の対象設備等について

質問2－1 融資の対象設備等はどのようなものですか？

回答2－1 対象設備等の詳細については、「融資対象設備等要件一覧」を参照してください。

○融資対象設備等要件一覧

設備種別	要件
太陽光発電設備	<ol style="list-style-type: none">原則、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」の規定に基づく太陽光発電設備の認定を受けるもので、住宅の屋根等への設置に適した、低压配電線と逆潮流有りで連系するもの。設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値いずれか一方が、1 kW以上10 kW未満の設備であること。この設備を設置する時点で、未使用品であること。電力会社と太陽光発電に係る電力受給契約を結び、かつ余剰電力の買取契約が結ばれるものであること。この設備により発電した電力が、住宅の住居部分において消費されるもの。
電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車※ 〔以下「EV等」という〕	<ol style="list-style-type: none">経済産業省が実施する「CEV補助金」の補助対象車両【注1】として登録されている給電機能【注2】を有する電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であること。この設備を導入する時点で、未使用品であること。 【注1】一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページ(http://www.cev-pc.or.jp/)で確認できます。 【注2】給電機能とは、外部給電器・V2H充放電設備を経由して又は車載コンセント(1500W/AC100V)から電力を取り出せる機能をいう。
家庭用蓄電池※	<ol style="list-style-type: none">定置用リチウムイオン蓄電池で、蓄電池部と電力変換装置がシステムとして一体的に構成されているもの。蓄電容量が1 kWh以上で、定格出力が500 W以上の設備であること。この設備を設置する時点で、未使用品であること。太陽光発電設備と連携することで、太陽光発電による電力を充電することが可能で、放電した電力が住宅の住居部分において消費されるもの。

電動自動車の蓄電池を家庭用電源に変換する設備※ 以下「V2H設備」という	1 経済産業省が実施する「CEV補助金」の補助対象機器【注】として登録されている又は当該システムと同等以上の性能を有すること。 2 この設備を設置する時点で、未使用品であること。 【注】一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページ(http://www.cev-pc.or.jp/)で確認できます。
---	---

※太陽光発電設備を同時に設置しない場合は、対象設備等を導入する住宅に太陽光発電設備が設置されており、かつ、太陽光発電設備と連携できることを要件とする。既存の太陽光発電設備についても、融資対象設備等要件一覧に記載している要件に基づくものとする。

質問2－2 融資限度額はいくらですか？

回答2－2 本制度融資の融資残高を含めて、1者当たり1,000万円です。

質問2－3 太陽光発電設備がない家にEV等のみを導入します。融資の対象になりますか？

回答2－3 本制度は太陽光発電設備の導入と自家消費を促進するものであり、太陽光発電設備がなくEV等のみの導入の場合は、融資の対象なりません。
 また、回答2－1の「融資対象設備等要件一覧」中の家庭用蓄電池及びV2H設備についても、太陽光発電設備がない場合は、融資対象なりません。

質問2－4 電動自動車の蓄電池を家庭用電源に変換する設備(V2H設備)とはどういったものですか？

回答2－4 電気自動車(EV：バッテリー(蓄電池)に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車)・プラグインハイブリッド自動車(PHV：搭載したバッテリー(蓄電池)に外部から給電できるハイブリッド車)への充電、EV・PHVから住宅等へ放電(給電)ができる装置です。「Vehicle to Home」を略してV2Hと言います。

質問 2－5 すでに導入した設備は融資の対象になりますか？

回答 2－5 県の融資認定の前に設置工事又は導入に着手した設備は、融資の対象になりません。EV等については質問3－6、質問4－5を参照してください。

質問 2－6 太陽光発電設備の増設は融資の対象になりますか？

回答 2－6 既設分と増設分を合わせて、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値いずれか一方が1kW以上10kW未満であれば、対象になります。

質問 2－7 住民票上は誰も居住していない家に対象設備等を導入します。融資の対象になりますか？

回答 2－7 自ら居住する住宅に該当しないため、融資の対象なりません。

質問 2－8 店舗を兼ねる住宅に対象設備等を導入します。融資の対象になりますか？

回答 2－8 自ら居住する住宅を兼ねた店舗であれば、融資の対象になります。
ただし、法人その他の団体等が工事契約を締結するなど、個人向けの融資と認められないものについては、対象なりません。

質問 2－9 自ら居住する住宅の住所地において、駐車場の屋根又は庭に太陽光発電設備を設置します。融資の対象になりますか？

回答 2－9 自ら居住する住宅の住所地に太陽光発電設備を設置し、発電した電気を同住宅で使用するのであれば、住宅の屋根以外の場所に設置する場合も、融資の対象になります。

質問 2－10 個人が所有する賃貸住宅に対象設備等を導入する場合は、融資の対象になりますか？

回答 2－10 事業目的で導入する設備は、融資の対象になりません。

融資の対象となるのは、所有者が自ら居住する賃貸住宅に設備を導入し、発電した電気を同住宅内の自らの住居部分で使用する場合など、事業目的でない場合に限られます。

3 融資の対象となる費用について

質問 3－1 融資の対象となる費用には何が含まれますか？

回答 3－1 対象設備等及びその設置工事にかかった費用が含まれます。

質問 3－2 太陽光発電設備を設置するため、屋根に設置しているものを撤去します。撤去費用は融資の対象に含まれますか？

回答 3－2 含まれません。

質問 3－3 屋根の補修や防水工事に要した費用は融資の対象に含まれますか？

回答 3－3 原則として含まれません。

質問 3－4 住宅のリフォーム工事を同時にを行うため、工事費にリフォームの分も含まれています。どこまでを融資の対象にできますか？

回答 3－4 対象設備等の導入にかかる費用のみが、融資の対象になります。

足場の設置など、対象設備等の導入とそれ以外の工事の両方に関わる費用については、工事の金額等を総合的に判断して、主に対象設備等の導入費用と認められる場合は、融資の対象になります。

質問 3－5 EV等にカーナビ等の付属品をつけた場合は融資の対象となりますか？

回答 3－5 車両購入時に合わせて整備するものについては融資の対象となります。

ただし、量販店等で別途購入し取り付けした付属品等は融資の対象なりません。

質問 3－6 EV等を購入時の頭金として先に一部支払いましたが、購入費用の全額が融資対象になりますか？

回答 3－6 先に支払った分は融資の対象になりません。先に支払った金額をその他借入金や自己資金欄に記載し、融資申請額から差し引いてください。

(例) 購入費用 300万円、頭金 0円 → 融資対象は 300万円

 購入費用 300万円、頭金 50万円 → 融資対象は 250万円

4 融資に係る手続全般について

質問 4－1 融資を申し込みたいのですが、申請書等の様式はどこで手に入りますか？

回答 4－1 群馬県のホームページからダウンロードできます。

質問4－2 融資の申込みには何を提出したらよいでしょうか？

回答4－2 群馬県住宅用太陽光発電設備等導入資金金融資実施要領第3条に記載がありまして、御確認ください。

質問4－3 融資はどの時点で受けることができますか？

回答4－3 原則、金融機関に「工事完了報告書」（様式第7号）を提出した後、金融機関が書類を確認した上で、融資を実行します。

質問4－4 金融機関に融資を申し込みましたが、対象設備等の設置工事又は導入はいつ着手できますか？

回答4－4 「融資認定通知書」（様式第2号）による県の融資認定を受けた後に、対象設備等の設置工事又は導入に着手できます。

質問4－5 EV等を購入するために融資を申し込みたいのですが、設置工事があります。「購入又は設置工事に着手」とはいつのことですか？

回答4－5 車の登録と融資を受けようとする費用の支払、いずれかの早いほうとしています。車の登録や、融資を受けようとする費用を支払う前に申請してください。なお、頭金については質問3－6を参照してください。

質問4－6 「融資認定通知書」（様式第2号）が届く前に、申し込んだ内容を変更したい場合、どのような手續が必要ですか？

回答4－6 金融機関に変更内容を申し出て、了承を得た上で、「融資認定申請書」（様式第1号）の変更を行ってください。

質問 4－7 「認定通知書」(様式第2号)が届いた後に、申し込んだ内容を変更したい場合、どのような手続が必要ですか？

回答 4－7 融資額を変更する場合は、「融資認定変更申請書」(様式第4号)を金融機関に提出してください。

申込者、導入場所が変更になる場合は、「融資認定取消申請書」(様式第5号)により認定を取り消した上で、改めて「融資認定申請書」(様式第1号)を金融機関に提出してください。

融資額の変更を伴わずに、導入する設備の仕様等が変更になる場合は、変更後の設備の内容が分かる書類を金融機関に提出してください。

<注> 変更した時点ですでに設置工事に着手している場合は、認定の取消し後に、改めて融資を申し込むことはできません。

質問 4－8 「融資認定通知書」(様式第2号)が届いた後に、諸事情により対象設備等の導入をとりやめました。手続が必要ですか？

回答 4－8 「融資認定取消申請書」(様式第5号)を金融機関に提出してください。

5 他の制度との併用について

質問 5－1 他の補助・融資制度と併用することはできますか？

回答 5－1 他の補助・融資制度と併用することができます。